

# 第 2 6 7 回 鳥 取 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

## 議 事 次 第

日時 平成 2 9 年 2 月 6 日 ( 月 ) 午 前 1 0 時 4 0 分 から  
場所 鳥 取 県 庁 第 1 2 会 議 室

- 1 開 会
- 2 水産振興局長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 鳥取県内水面漁場管理委員会の概要について (資料)
- 5 会長及び会長職務代理者の選任 (互選)
- 6 議事録署名人の指名
- 7 議 事
  - (1) 報告事項
    - ・内水面漁業の概要について (資料 1)
  - (2) 報告事項
    - ・平成 2 9 年度鳥取県の水産振興策について (資料 2)
- 7 その他
- 8 閉 会

## 第267回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成29年1月1日～平成32年12月31日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		出
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		出
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 組合員		出
遊漁者代表 (2名)	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		出
	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園校長、元鳥取県立博物館副館長、国交省環境アドバイザー		出
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		出
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護観察員		出
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		出

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	小畑 正一
鳥取県農林水産部水産振興局水産課水産振興室	室長	草野 雅昭
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	渡辺 秀洋
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	難波 克典

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	田嶋 輝一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

内水面漁業権について

1 漁業権の法的性質（漁業法第6条、10条、23条）

(1) 漁業権とは、知事の免許（権利の付与）により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。

(2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 内水面漁業権の特質

(1) 内水面では、第1種共同漁業権と第5種共同漁業権が漁業協同組合（漁協）に免許される。（漁業法第6条、14条）

第1種共同漁業権：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業権（漁協組合員が採捕）【鳥取県では湖沼のみ】

第5種共同漁業権：内水面において定着性の水産動植物以外を目的とする漁業権（漁協組合員・遊漁者が採捕）

(2) 第5種共同漁業権の免許を受けた漁協に漁業権魚種の増殖義務が課せられる。（漁業法第127条）

〔内水面における第5種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。〕

(3) 第5種共同漁業権の免許を受けた漁協は遊漁規則を定め、遊漁者の採捕を規制することができる。

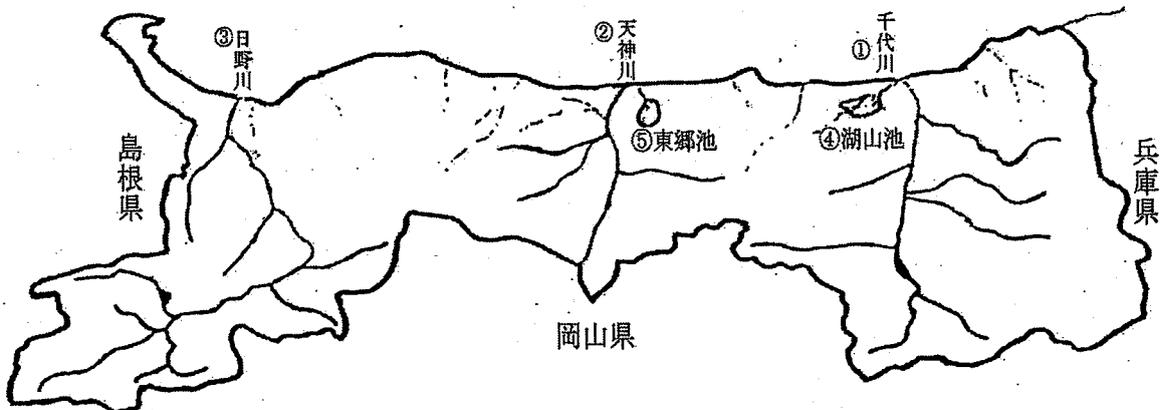
ただし、遊漁規則は知事の認可が必要であり、組合員の採捕を規制する漁業権行使規則に比べて不当に厳しいものとならないよう配慮されなければならない。（漁業法第129条）

【遊漁規則の認可要件】

- ・遊漁を不当に制限しないこと。
- ・遊漁料の額が、漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当であること。

3 鳥取県における免許内容（平成25年9月1日から平成35年8月31日まで）（※湖山池は平成30年8月31日まで）

(1) 漁業権区域

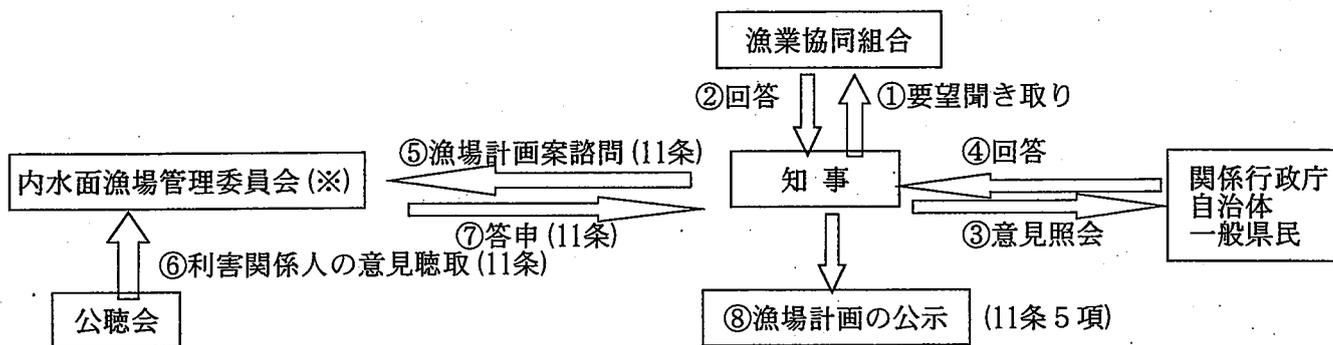


(2) 漁業権の内容

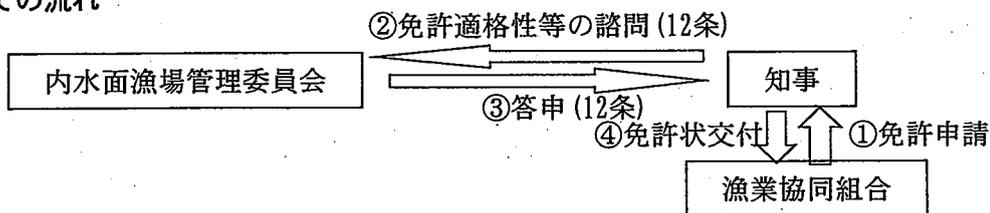
河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類（※）	漁業権者（漁協）
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ、ウギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同 第5種共同	ジミ、蓮漁業 コイ、ナ、ウギ、ワカサギ、シラウオ、ヒ	湖山池漁協
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同 第5種共同	ジミ、ドカイ コイ、ナ、ウギ、ワカサギ、シラウオ、ヒ、ボウズ、スズキ	東郷湖漁協

（※）ヤマメにはカラマスを含む。アマゴにはサツキマスを含む。

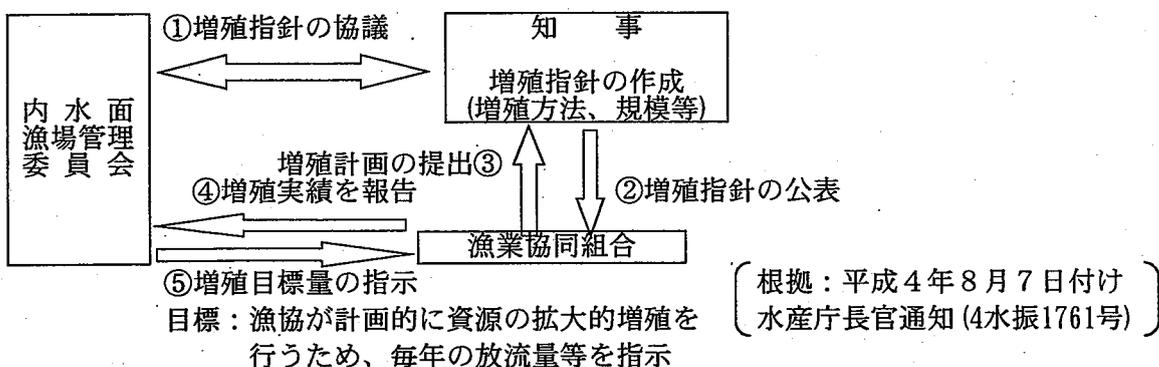
4 漁業権免許手続きのしくみ  
 (1) 漁場計画樹立までの流れ



(2) 漁業権免許までの流れ



5 増殖指針と増殖目標



## 鳥取県内水面漁場管理委員会の指示について

### 1 鳥取県内水面漁場管理委員会による指示とは

- ・水産動植物の繁殖保護、漁業権や入漁権の行使の適切化、漁場使用に関する紛争の防止のため、鳥取県内水面漁場管理委員会が独自の判断で出せる制限又は禁止指示のこと。(根拠：漁業法第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項)
- ・委員会指示のみの場合、違反しても罰則はないが、都道府県知事が裏付命令を出すと強制力が発生し、罰則も適用される。(根拠：漁業法第 67 条第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 130 条第 4 項、第 139 条)

### 2 鳥取県内水面漁場管理委員会が指示している事項

指示事項	概要
あゆ採捕の禁止	あゆ資源の保護及び異なる漁具漁法を用いる採捕者間の調整のため、河川、区域及び漁具漁法を定めて採捕解禁日を延期する指示をしている。 (加勢蛇川と勝田川において、毎年、6月1日を解禁日としている。)
円通寺における採捕の禁止	水産動物の繁殖保護を図るため、円通寺橋周辺での水産動物の採捕を禁止する指示をしている。 (指示期間：毎年6月1日から翌年5月31日まで。)
コイの持ち出し、放流の制限・禁止	特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病のまん延防止のため、区域を指定して次のとおり指示している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示水域内から持ち出したコイの放流の禁止</li> <li>・指示水域内へのコイの放流の禁止</li> <li>・指示水域外へのコイの放流の制限</li> </ul> (指示期間：毎年4月1日から翌年3月31日まで。)
外来魚の再放流の禁止	内水面漁業及び生態系の保護のため、ブラックバス及びブルーギルのキャッチアンドリリースの禁止を指示している。 (指示期間：平成24年11月1日から無期限)

※それぞれの指示内容詳細については、県広報写しを参照

## 5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

## 内水面漁場管理委員会告示

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成28年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成28年6月1日から 同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	〃	〃

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成28年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

## 1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

## 2 指示期間

平成28年6月1日から平成29年5月31日まで

## 公 告

平成28年鳥取県公報第8782号で公告した（仮称）ダイレックス伯耆店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年6月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

氏名	の名称	の所在地		
日野病院組合 管理者	介護老人保健施設 あやめ	日野郡江府町大字 武庫475	平成28年2月18日	平成28年3月31日

**鳥取県告示第186号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
日野病院組合 管理者	介護老人保健 施設あやめ	日野郡江府町 大字武庫475	平成28年2月18日	平成28年3月31日	介護予防通所リ ハビリテーショ ン、介護予防短 期入所療養介護
医療法人厚生 会	介護予防ナー シングピアひ こな	米子市彦名町 1210-1	平成28年2月24日	〃	介護予防短期入 所生活介護
有限会社メデ ィカル・ケア 米子	いきいきデイ サービス旗ヶ 崎	米子市旗ヶ崎 一丁目5-6	平成28年2月29日	〃	介護予防通所介 護
有限会社スロ ーライフ	デイサービス ほっこり	米子市西福原 九丁目14-14	平成28年3月8日	〃	〃

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第4号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年3月18日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年3月19日（土）午前9時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 教育委員会事務局人事（課長級以上）について
  - (2) その他

**内水面漁場管理委員会告示****鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成28年3月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

- 1 指示内容

(1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果が陰性であることを証明する書類を提出すること。

イ 当該水域に増殖目的で放流用のコイを放流しようとする場合は、アの事項に加えて次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 4月1日から10月31日の間は放流しないこと。

(イ) 一箇所での集中放流を避け、分散放流に努めること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成28年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号（コイの持出し等の禁止等に関する指示について）に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成28年3月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市用瀬町鷹狩の下井手頭首工（以下「下井手頭首工」という。）より下流の千代川本流
- (2) 下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (8) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (9) 八頭郡八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路

- (10) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (11) 鳥取市の湖山池
- 2 天神川水系のうち次に掲げる水域
- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
  - (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
  - (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
  - (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路
- 3 日野川水系のうち次に掲げる水域
- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
  - (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
  - (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
  - (5) 日野郡日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (6) 日野郡江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
  - (10) 日野郡江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (11) 日野郡江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイデ及びそれに接続する全ての用水路
  - (12) 西伯郡伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
  - (14) 西伯郡伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
  - (16) 西伯郡伯耆町二部の白瀉橋より下流の野上川
  - (17) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
  - (18) 西伯郡伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
  - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
  - (20) 西伯郡伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (21) 西伯郡伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
  - (22) 西伯郡伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (23) 西伯郡伯耆町真野の真野 2 号砂防堰堤より下流の別所川
  - (24) 西伯郡伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
  - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
  - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (28) 西伯郡伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 4 1 から 3 まで以外水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
  - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
  - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
  - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
  - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路

- (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
- (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
- (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
- (13) 西伯郡伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
- (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
- (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
- (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
- (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
- (18) 東伯郡湯梨浜町の東郷池及び橋津川
- (19) 東伯郡琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
- (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
- (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

平成28年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成28年3月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系 に係る河川	あゆ	種苗の放流	952千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	190千尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系 に係る河川	あゆ	〃	150千尾
			溪流魚	〃	63千尾
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系 に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	60千尾
				産卵床の造成	900平方メートル
			うなぎ	種苗の放流	40キログラム
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	人工産卵藻設置	4か所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	〃	5,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を

指す。

## 公 告

平成27年鳥取県公報第8763号で公告した（仮称）ラ・ムー鳥取東店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年4月1日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年3月18日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年4月11日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成28年4月25日 午後1時から午後4時まで	"	"	"	"
平成28年5月1日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	"	"	"

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年4月12日 午前9時から午後3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年4月19日	"	"	"	"

**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル（以下これらを「ブラックバス等」という。）の再放流について次のとおり指示する。

平成24年10月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 仲 曾 真 由 美

1 指示内容

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においてブラックバス等を採捕した者は、これを採捕した水面に再び放してはならない。ただし、鳥取県内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 指示開始の日

平成24年11月1日

# 資料 2

## 内水面漁協の振興に関する県の施策について（平成29年度）

平成29年2月6日

水産振興局水産課

( ) 内は、H28当初予算額

単位：千円

事業名	予算額	事業概要	所管課
水辺のネットワーク再生事業	(0) 8,000	治水優先で整備された落差工には、水生生物の遡上を阻害する物件も存在することから、地域や漁協といった関係団体の意見を踏まえつつ、河川環境の連続性に配慮した改良を計画的に行う。 (今後整備する施設については、河川計画時に治水と環境の両面を満足するよう検討を行う。) ○簡易魚道検討 一式 3,000千円 ○簡易魚道設置 N=1基 5,000千円	河川課
		三大河川ごとの魚道設置検討会において、緊急に整備すべき魚道について優先順位をつけ、計画的な整備を進める。	河川課 水産課
カワウ被害緊急対策事業	(800) 6,292	カワウによる内水面魚類等の捕食により内水面漁業に対する影響が生じていることを踏まえ、鳥取県カワウ被害対策指針（平成29年3月策定）に基づき、主要河川のうちカワウの被害から守るべき区間を選定し、重点的に総合的な鳥獣対策を全庁的な連携体制で取り組む。 ○カワウの胃内容物調査 2,068千円 ○カワウ生息実態調査 746千円 ○河川の飛来数調査 1,577千円 ○カワウ対策検討会の開催 46千円 ○個体数調整のための産卵期の捕獲 1,855千円	緑豊かな自然課
アユ資源緊急回復試験	(980) 4,611	アユの生息実態を把握するとともに、資源損耗原因の解明に向けた調査を行う。 ○沿岸域の仔魚数（肥満度、成長等）の把握調査【新規】 ○沿岸域の仔稚魚減耗原因調査【拡充】 ○遡上量調査【新規】 ○流下仔魚調査【新規】 ○生息環境（瀬、淵）調査【新規】 ⇒H29天神川で実施 ○付着藻類の減少原因解明調査【新規】 ○産卵親魚量、産卵場所、産卵時期の把握調査【新規】 ○河口、堰堤での遡上環境の把握調査【拡充】 ○産卵場造成効果検証（天神川）【新規】 ○カワウ追払等の被害対策の効果検証（天神川）【新規】 ○早期小型種苗放流の効果検証（天神川）【新規】 ○冷水病対策（解禁日前倒し）の効果検討（日野川）【拡充】	栽培漁業センター
魚を育む内水面漁業活動支援事業	(9,000) 9,000	魚の豊かな川づくりを推進するため、内水面漁業協同組合等が行う環境保全活動等に要する経費を支援する。 ・事業主体：漁業協同組合又は任意団体 ・補助内容：漁協等による企画提案型（魚の豊かな川づくり基金による助成対象を除く） ・補助率：定額	水産課
湖山池漁場環境回復試験	(4,007) 4,687	「湖山池将来ビジョン」に基づく塩分導入に伴う水質変化と湖内の魚介類へ与える影響や、重要魚種の資源状況の把握を行うとともに、水産振興策としてのシジミ増殖策を検討する。	栽培漁業センター
漁場環境保全事業（湖山池覆砂支援事業）	(5,700) 5,800	シジミ漁は池内の水質による影響を受けやすく不安定であるため、漁協が実施している覆砂事業を支援し、シジミ漁場の保全を図る。	水産課
東郷池ヤマトシジミ資源回復試験	(7,923) 3,796	ヤマトシジミ増殖のための橋津川水門操作マニュアルの効果検証、資源状況に応じた最大有効漁獲量の指標づくりを行う。	栽培漁業センター
内水面漁業取締費	(5,818) 8,078	漁業秩序の維持を確立するため、内水面における漁業取締活動を行う。 ○内水面漁業指導員13名の配置 5,410千円 ○内水面禁止区域等周知看板修繕 2,408千円 ○取締活動の実施 260千円	水産課

### 河川堰魚道改修 地元負担求めず 平井知事「県主導で」

鳥取県の平井伸治知事は2日の本会議で、アユ不漁の要因の一つとされるカワウの食害対策で、河川堰の魚道改修を県主導で進める方針を示した。農業用水確保のために土地改良区などが設置している場合でも、地元農業者に負担を求めない方針に転換する。

段差の大きなせきをアユは遡上できず、カワウが集まる要因になっており、魚道があっても水量が少なければ捕食されてしまう。県の調査によると、千代川、天神川、日野川の本流や支流にある魚道176カ所のうち、69カ所でうまく機能していないと判断。県は既存の魚道を改修

したり、状況に応じて新設したりして河川の生態系を豊かにする取り組みを進める。

魚道整備費を巡っては、従来県は所有者負担を原則にしていたが、平井知事は「利水者である農業者が負担する基本方針を撤回したい」と述べた。

前田八寿彦議員(県議会自民党)の一般質問に答えた。  
(今岡浩明)

## 12月3日(土) 山陰中央新報

### アユ資源回復へ 簡易型魚道推進 鳥取県、設置費負担

鳥取県の平井伸治知事は2日の県議会一般質問で、資源量の減少が危惧されるアユの増加対策として、遡上しやすい簡易型の魚道設置を推進していく意向を示した。地元の土地改良区など管理者が負担していた魚道設置の費用も県の負担に変える方針。山口県などが行う取り組みを参考に、2017年度に有識者を交えた協議会を立ち上げ、詳細な対策を詰める。全国的にアユの資源量が大きく減少したことを受け、県は06年度に日野川や千代川など県内3河川の遡上を阻害する要因調査を実施。176カ所の堤防のうち、69カ所で魚道の機能不全などで問題があることを

確認した。県は国土交通省などと魚道設置検討委員会をつくり、設置場所の優先順位や整備手法を検討したが、実際に整備したのは69カ所のうち4カ所にとどまる。高額な事業費が足かせになり、同検討委で決まった県管理以外の整備はゼロだ。一方、日野川漁協の試算によると、同川のアユの遡上量は16年度22万匹で、5年前と比べ約19分の1に激減するなど、資源回復は喫緊の課題となっている。

このため、山口県などが取り組む石を扇形に敷き詰めて固める簡易型の魚道設置を推進。財政的な後押しも図ることにした。前田八寿彦議員(自民党)の質問に答えた平井知事は「新年度に方向転換を図り、今の状況を解消していく」と話した。  
(原田准史)

# カワウ被害「歯止めを」

## 組織結成し固体数抑制へ

鳥取県

カワウによる漁業被害の深刻化を受け、平井伸治鳥取県知事は25日の会見で、個体数の抑制に向けて部局横断的な組織を設ける方針を示した。隣県などとの広域的な連携も念頭に「被害の拡大に歯止めをかけたい」と述べた。

同日付の本紙報道を受けた対応。放流アユの被害が内水面漁協から指摘されていることを受け、水産課のほか、生態調査を行う緑豊かな自然課、農作物などの鳥獣被害防止対策を推進する鳥獣対策センターなどでプロジェクトチームを結成。来夏のアユ漁に向けて対策を講じる考えだ。

近年カワウは全国各地で著しく増加。農林省は「狩猟による駆除強化を示唆した。」と強調し、水産業や生態系に悪影響を与えているとして、環境省が2007年に「狩猟鳥獣」に指定した。県内でも被害のほか、営巣地ではかんなげや鳴き声による騒音、悪臭などの苦情が後を絶たない。平井知事は「ツキノワグマのよつに絶滅危惧種では増えている」と強調し、狩猟による駆除強化を示唆した。

(今岡浩明)

### 3水系ごとの対策

カワウ被害、指針に明記へ

カワウによるアユの捕食被害を減らそうと、有識者ら6人による鳥取県の対策検討会の第2回会合が12日、米子市内で開かれ、本年度末にまとめる被害対策指針に千代川、天神川、日野川3水系ごとの対策を盛り込むことを確認した。

会合では、事務局の県が捕食被害額について、3水系の過去3年間のカワウ飛来数や1羽当たりの捕食量、アユの放流単価などを基に年約3600万円と推計。生息数、被害状況の調査や営巣地での個体群管理、花火などを使った追い払いや捕

存を目指す指針案を説明した。  
委員からは「各営巣地でカワウの数を減らすのか維持するのか、各地点でどういう方法を取るのか、3水系ごとの対策を指針に盛り込むべき」とのアドバイスがあった。県は、

漁協や関係市町村の意見を聞き、水系ごとの対策を定める。  
指針の実施期間は来年度から3カ年とし、関係機関が協力して対策を実施。効果を検証しながら対策の充実に図る。(酒井建治)

## 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金の概要

### 1 設立趣旨及び目的

鳥取県の主要内水面域である千代川、天神川、日野川、湖山池及び東郷湖は、内水面漁業の重要な漁場であるとともに、一般県民にとって釣りや川遊び等の親水性レクリエーションゾーンとして重要な地位にあり、今後県民の余暇増大とともに、その役割はますます重要になっていくものと考えられる。

しかしながら、これら内水面域の環境は社会経済の進展とともに自然生態系が大きく変化し、水産動物等の生息環境が著しく損なわれて、魚類等水産資源が年々減少している。

このため、地方公共団体、民間団体及び地域住民が一体となって、これら内水面域の水産資源の増殖保護を推進することにより、県民が豊かな自然環境の中で、水や魚にふれあう親水環境の整備を促進し、もって本県の内水面漁業の振興並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 2 設立許可等の経過

財団法人設立発起人会 平成5年12月24日

公益認定年月日 平成24年3月23日 (財団法人設立許可年月日 平成6年3月4日)

設立登記年月日 平成24年4月1日 (財団法人設立登記年月日 平成6年3月7日)

### 3 法人の所在地 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁水産課内)

### 4 評議員 4名

※評議員会は毎年度1回6月に開催、無報酬(交通費は支給)、任期4年(4年後の定時評議員会終結の時まで)

小野達也(国立大学法人鳥取大学地域学部教授) 中前雄一郎(元小学校校長)

葉狩健一(元公益社団法人鳥取県観光連盟事務局長) 森本文(北栄町商工会事務長)

### 5 役員 6名(理事4名、監事2名)

※理事会は毎年度2回開催、無報酬(交通費は支給)、任期2年(2年後の定時評議員会終結の時まで)

代表理事 石 操(日吉津村長)

業務執行理事 小畑正一(鳥取県農林水産部水産振興局長)

理事 佐藤英夫(鳥取県内水面漁業協同組合連合会長) 中村力男(一般社団法人鳥取県建設業協会専務理事)

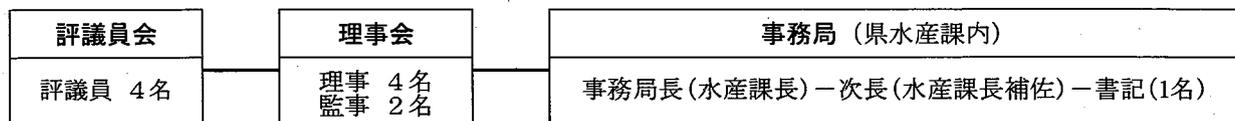
監事 国森 洋(鳥取市農林水産部長) 武村英治(鳥取県信用漁業協同組合連合会代表監事)

### 6 設立者及び基本財産

(単位：千円)

設立者	基本財産出捐金	出 損 関 係 団 体 名
鳥取県市町村	275,000 200,000	鳥取市・八頭町・若桜町・智頭町(千代川水系) 倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町(天神川水系、東郷湖)
民間団体	125,000	米子市・南部町・伯耆町・日吉津村・日南町・日野町・江府町(日野川水系) 鳥取県内水面漁業協同組合連合会・一般社団法人鳥取県建設業協会
計	600,000	県1団体・市町村15団体・民間団体2団体 計18団体

### 7 組織



### 8 基金の事業内容

#### (1) 河川及び湖沼における水産資源の増殖促進に関する事業

- ・淡水魚介類(アユ、ヤマメ、シジミ等)の種苗の放流に対する助成
- ・水産資源の確保のための事業(産卵場造成、カワウ等被害防除等)に対する助成

#### (2) 河川及び湖沼における水生動物等に親しむ機会の提供の促進に関する事業

- ・魚のつかみ取り等のイベント事業に対する助成
- ・小魚等の体験放流事業に対する助成

#### (3) 河川及び湖沼における水産資源の保護培養のための普及啓発に関する事業

- ・内水面の水産資源に関する問題点を中心とした内容をテーマとした講演会等の開催
- ・千代川及び天神川並びに日野川の各水系を中心とする川マップの作成、川マップ作成に対する助成

## 参考法令

※以下、海区漁業調整委員会とある部分は、内水面漁場管理委員会と読み替える。  
(内水面漁場管理委員会)

### 第130条

1～3 略

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(準用規定)

第132条 第八十五条第二項、第四項から第六項まで(海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第九十五条(兼職の禁止)、第九十六条(委員の辞職の制限)、第九十七条の二(就職の制限による委員の失職)、第九十八条第一項、第三項、第四項(任期)、第百条から第百二条まで(解任及び会議)及び第百十六条から第百十九条まで(報告徴収等、監督、費用及び委任規定)の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第百十八条第二項中「各都道府県海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは、「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合(水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。)の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

## ■委員会の設置根拠

### 《地方自治法》

第180条の5

1 略

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

一～四 略

五 内水面漁場管理委員会

以下 略

### 《漁業法》

(内水面漁場管理委員会)

第130条

1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。

以下 略

## ■委員会の構成

### 《漁業法》

(構成)

第131条

1 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、10人とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

### 《都道府県に置かれる内水面漁場管理委員会の委員の定数》(s25農林省告示第204号)

漁業法(昭和24年法律第267号)第131条第3項但書の規定に基き、左の上欄に掲げる都道府県に置かれる内水面漁場管理委員会の委員の定数を、それぞれ下欄のように定める。

都道府県名	委員数
略	
鳥取県	8人
略	

## ■委員会の所掌事項

### 【共通】

#### 《漁業法》

(内水面漁場管理委員会)

第 130 条

1～2 略

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

4 略

### 【諮問関係】

#### 《漁業法》

(免許の内容等の事前決定)

第 11 条

1 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。

以下 略

(海区漁業調整委員会への諮問)

第 12 条 第 10 条の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(免許についての適格性)

第 14 条

1 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

2～3 略

4 第 2 項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第 26 条第 1 項の規定は、適用しない。

5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

以下 略

(漁業権の分割又は変更)

第 22 条

- 1 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。
- 2 略
- 3 第 1 項の場合においては、第 12 条（海区漁業調整委員会への諮問） 及び第 13 条（免許をしない場合）の規定を準用する。

（抵当権の設定）

第 24 条

- 1 略
- 2 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
- 3 都道府県知事は、定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 4 第 2 項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

（漁業権の移転の制限）

第 26 条

- 1 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることできない。ただし、定置漁業権及び区画漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は第二十七条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、第十四条第一項、第二項又は第六項に規定する適格性を有する者に移転する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権）

第 27 条

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第十四条第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

（漁業権の制限又は条件）

第 34 条

- 1 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。
- 2 前項の制限又は条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 3 略
- 4 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。

以下 略

（休業中の漁業許可）

第 36 条

- 1 前条の休業期間中は、第 14 条第 1 項に規定する適格性を有する者は、第 9 条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。
- 2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

以下 略

※第 35 条 漁業権者が一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

(休業による漁業権の取消し)

第 37 条

- 1 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。
- 2 略
- 3 第 1 項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

以下 略

(適格性の喪失等による漁業権の取消し)

第 38 条

- 1 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第 14 条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。
- 2 前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 3 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配しており、且つ、その者には第 15 条から第 19 条まで（優先順位）の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。

以下 略

(公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止)

第 39 条

- 1 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。
- 2 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。
- 3 前 2 項の規定による処分をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

以下 略

(錯誤によつてした免許の取消)

第 40 条 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(漁業調整に関する命令)

第 65 条

1 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業取締りその他漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。

一～四 略

三～七 略

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、第八十四条第一項に規定する海面に係るものにあつては関係海区漁業調整委員会の意見を、内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

第 128 条

1 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠つてしていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

以下 略

(遊漁規則)

第 129 条

- 1 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 略
- 3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

以下 略

## 《水産資源保護法》

(水産動植物の採捕制限等に関する命令)

第 4 条

- 1 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。
  - 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることを除く。）
  - 二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
  - 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
  - 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
  - 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
  - 六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
- 3～7 略
- 8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四条第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、関係海区漁業調整委員会の意見を、同法第八条第三項（内水面の定義）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

以下 略

(保護水面の指定)

第 15 条

- 1 都道府県知事は、水産動植物の保護培養のため必要があると認めるときは、水産政策審議会の意見を聴いて農林水産大臣が定める基準に従つて、保護水面を指定することができる。
- 2 略
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする保護水面が漁業法第八十四条第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定をしようとする保護水面が同法第八条第三項に規定する内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

以下 略

### 【裁定関係】

#### 《漁業法》

(裁定による入漁権の設定、変更及び消滅)

#### 第 45 条

- 1 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

以下 略

(使用権設定の裁定)

#### 第 125 条

- 1 前条第 1 項の場合において、協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。但し、同項の認可を受けた日から二箇月を経過したときは、この限りでない。

以下 略

(土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定)

- 第 126 条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第 124 条第 1 項に規定する土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付を受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

以下 略

### 【委員会指示関係】

#### 《漁業法》

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

#### 第 67 条

- 1 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

2～7 略

- 8 第 1 項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

以下 略

## ○鳥取県内水面漁業調整規則

昭和40年9月29日  
鳥取県規則第47号

鳥取県内水面漁業調整規則をここに公布する。

## 鳥取県内水面漁業調整規則

## 目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 水産動植物の採捕の許可(第8条—第21条)

第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養(第22条—第40条)

第4章 罰則(第41条—第44条)

## 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第2項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第2項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。

(平19規則99・平20規則50・一部改正)

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。

(代表者の届出)

第3条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号による届書を知事に提出してしなければならない。

(漁業権行使規則等の認可の申請)

第4条 漁業法第8条第6項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第2号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

(平13規則62・一部改正)

(漁業権の設定の免許の申請)

第5条 漁業法第10条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第3号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。

(遊漁規則の認可申請)

第6条 漁業法第129条第1項の規定による漁業規則の認可又は同法同条第3項の規定による遊漁規則の変更の認可をうけようとする者は、様式第4号による認可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

第7条 削除

(平12規則52)

第2章 水産動植物の採捕の許可

(採捕の許可)

第8条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて採捕する場合又は漁業法第129条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(1) 刺網(張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。以下同じ。)

(2) 敷網

(3) 地びき網

(4) 船びき網

(5) えびこぎ網

(6) 手繰網

(7) ふくろ網

(8) 投網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川においてさくらます又はさつきますを採捕する場合に限る。)

(9) えり

(昭49規則51・昭56規則6・平19規則99・一部改正)

(許可の申請)

第9条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において必要があるときは、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(採捕の許可の有効期間)

第10条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第11条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に様式第6号による許可証を交付するものとする。

(採捕の許可の制限又は条件)

第12条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(採捕の許可の内容の変更の許可)

第13条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、様式第7号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があつた場合にこれを準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第14条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容である事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに様式第8号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第9号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第16条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

(1) 第13条第1項の許可をしたとき。

(2) 第14条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(3) 第20条第1項の規定により、採捕の許可について、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第17条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(平13規則62・一部改正)

(採捕の許可をしない場合)

第18条 知事は、次の各号の一に掲げる場合は、採捕の許可をしないものとする。

(1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。

(2) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。

2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平6規則59・一部改正)

(採捕の許可の取消し)

第19条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第1項第1号の規定に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平6規則59・一部改正)

(漁業調整等のための採捕の許可の内容の変更等)

第20条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、当該許可を取り消し、又は水産動植物の採捕の停止を命ずることができる。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る採捕の許可の全部について行うことができる。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第19条第2項の規定は、第1項又は第2項の処分をする場合にこれを準用する。

(平6規則59・一部改正)

(採捕の許可の失効)

第21条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(平13規則62・一部改正)

### 第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養

(許可証の携帯義務)

第22条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、第11条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第23条 採捕の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(採捕の許可の内容に違反する採捕の禁止)

第24条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容に違反して水産動植物を採捕してはならない。

(有害な物の遺棄又は漏せつの禁止)

第25条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(昭47規則64・一部改正)

(禁止期間)

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	禁止期間
さけ	1月1日から12月31日まで

さくらます	6月1日から翌年2月末日まで
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

(昭42規則27・昭49規則51・昭52規則68・昭54規則48・昭56規則6・昭61規則26・平5規則72・平19規則99・一部改正)

(全長の制限)

第27条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつきます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。)
しじみ	殻長1.9センチメートル以下(東郷池において採捕するものに限る。)

(昭56規則6・平5規則72・平19規則99・一部改正)

(卵の採捕の禁止)

第28条 さけ、いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます、さつきます又はかじかの放産した卵は、これを採捕してはならない。

(昭56規則6・平5規則72・平19規則99・一部改正)

(水産動物等の所持等の禁止)

第29条 前3条の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具又は漁法の禁止)

第30条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 水中において照明を利用してする漁法
- (3) 火光その他の照明を利用する投網(天神川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)
- (4) 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)
- (5) びん漬<sup>つけ</sup>
- (6) 瀬干し
- (7) ふなや<sup>う</sup>
- (8) 鶺鴒<sup>ついで</sup>
- (9) 鉄砲やす
- (10) はねかわ
- (11) 刺網(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕する場合に限る。)

- (12) あゆなぐり(ちよん掛け)  
 (13) いたちがわ  
 (14) 上り瀬又は下り瀬  
 (15) かにかご(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにを採捕する場合に限る。)

2 前項各号に掲げるもののうち「びん漬<sup>づけ</sup>」とは、びん等の容器の中にえさを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法をいい、「瀬干し」とは、一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいい、「ふなや<sup>う</sup>」とは、岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法をいい、「鵜使い」とは、鵜を利用して採捕する漁法をいい、「鉄砲やす」とは、人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいい、「はねかわ」とは、木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法をいい、「あゆなぐり(ちよん掛け)」とは、竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいい、「いたちがわ」とは、いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいい、「上り瀬又は下り瀬」とは、水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしゃ断し、しゃ断した通路の一部に竹す、かご、綱等を設置して採捕する漁法をいう。

(昭49規則51・全改、昭56規則6・一部改正)

(漁具又は漁法の制限)

第31条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法の種類		区域	範囲
地びき網		県下全河川	網目の大きさ6センチメートル以上
		県下全湖沼	網肩の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網		県下全湖沼	〃
手繰網		県下全内水面	網肩の長さ54メートル網幅1.9メートル以下
石がま内において使用する網		県下全内水面	網目の大きさ3センチメートル以上
う川又は寄場に使用する投網		県下全内水面	網目の大きさ2センチメートル以上
ぼら又はせいごを採捕することを目的とする刺網		県下全内水面	網目の大きさ3.6センチメートル以上
ぬかえびを採捕することを目的とする船びき網	大だも	県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ1.2メートル以上
	中だも	県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ1.2メートル以下75センチメートル以上。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
じょれん		東郷池	目合1.2センチメートル以上

(昭52規則68・平19規則99・一部改正)

(禁止区域及び禁止期間)

第32条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
	八頭郡八頭町島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
	八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
	鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9月26日から11月10日まで
	八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2月1日から5月31日まで
	鳥取市河原町八日市におけるかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	八頭郡八頭町安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
	鳥取市河原町曳田における大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
鳥取市河原町片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	4月1日から6月30日まで	
天神川水系に係る河川	東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	倉吉市下余戸における郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域	
	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域	
日野川水系に係る河川	日野郡江府町大字洲河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	

	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流18メートル、下流80メートルの区域	
	米子市古豊千における米川えん堤(米子市観音寺側を含む。)上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで
	西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域	1月1日から5月31日まで
	米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域(法勝寺川)及び日野川本流との取入水路	2月1日から6月30日まで及び9月26日から11月10日まで
湖山池及びそれに接続する河川	鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートル及び同河口から右岸150メートル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の湖山池の区域	
	鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの区域	5月15日から7月15日まで
	鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の区域	
	鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの区域	
	鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの区域	
	鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域	
	鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流370メートルの垂井川の区域	
東郷池及びそれに接続する河川	東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの区域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで
	東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	
	東伯郡湯梨浜町大字長江における湖西農免農道の東側路端から下流の長江港川の区域	5月15日から7月15日まで
	東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域	
	東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域	
	東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域	
	東伯郡湯梨浜町大字南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつぼ排水路の区域	
天神川尻	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字4の浜根荒神2622の1原野地先	2月1日から6月30日まで

	(天神川本流右岸)と同地点から260度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	で及び9月26日から11月10日まで
日野川尻	米子市皆生字中野浪新田862の2(日野川本流左岸)と同地点から110度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	
東郷池尻	東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷394(東郷池尻右岸)と同地点から276度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	1月1日から12月31日まで

(昭47規則64・昭49規則51・昭53規則59・昭56規則6・昭61規則26・平19規則99・一部改正)

第33条 次の表の左欄に掲げる禁止区域においては、同表中欄に掲げる期間は、それぞれ同表右欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止期間	水産動植物の種類
湖山池	12月1日から翌年3月31日まで(小だも又は中だもを使用して採捕する場合)	ぬかえび
	12月1日から翌年7月31日まで(大だもを使用して採捕する場合)	ぬかえび
	4月1日から7月31日まで	藻類
	5月15日から7月15日まで	こい及びふな
東郷池	5月15日から7月15日まで	こい及びふな

(昭61規則26・一部改正)

(河口附近における採捕の制限)

第34条 次の表の第1欄に掲げる河川で、同表第2欄に掲げる区域においては、同表第3欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表第4欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

河川の名 称	区域	禁止漁具又は 漁法	水産動物の種類
千代川	千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端に設置した標柱から48度の線及び湖山川と千代川との境界線から下流の区域	手釣及び竿釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、あゆ、うなぎ又はにじます
湖山川	鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

(昭49規則51・平16規則10・一部改正)

(昼間又は夜間の採捕の禁止)

第35条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表中欄に掲げる期間における同表右欄に掲げる時間帯は、水産動物の採捕をしてはならない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止時間帯
うなぎ船びき網(湖山池におけるものに限る。)	6月1日から10月31日まで	日の出から日没まで
じょれん(東郷池におけるものに限る。)	周年	日没から日の出まで

(平19規則99・一部改正)

(砂れきの採取禁止)

第36条 第32条に掲げる区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。

(さく河魚類の通路の遮断の制限)

第37条 さく河魚類の通路を遮断して水産物の採捕を行なう場合には、水面幅の3分の1以上の範囲の魚道を開けておかなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第39条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第40条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくははき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

#### 第4章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第8条、第24条、第25条第1項、第26条から第37条まで又は第38条第6項の規定に違反した者

(2) 第12条、第20条第1項又は第38条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第20条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

(4) 第25条第2項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(昭58規則52・昭61規則26・平20規則50・一部改正)

第42条 第22条(第38条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第41条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法

人又は人に対し、各本条の罰金刑又は料金を科する。

第44条 第14条、第15条、第17条第1項若しくは第2項、第23条(第38条第9項において準用する場合を含む。)又は第38条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(平6規則59・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(鳥取県内水面漁業調整規則の廃止)
- 2 鳥取県内水面漁業調整規則(昭和26年12月鳥取県規則第80号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則による廃止前の鳥取県内水面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定によりした許可その他の処分でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりした許可その他の処分とみなす。
- 4 旧規則の規定により交付した許可証は、この規則の規定に基づいて交付したものとみなす。
- 5 この規則施行の際現に張網(この張網を除く。)又は地びき網(さく河性ますを目的とするものを除く。)により水産動植物を採捕している者については、この規則施行の日から3日間に限り、第8条の規定は適用しない。
- 6 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和42年規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和47年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第51号)

- 1 この規則は、昭和49年7月15日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年規則第68号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年規則第59号)

- 1 この規則は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年規則第6号)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年規則第52号)

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(昭和61年規則第26号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第72号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第59号)

- 1 この規則は、行政手続法(平成5年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年規則第52号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請又は届出に係るこの規則による改正前の鳥取県内水面漁業調整規則第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第99号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第1条、第8条、第26条、第27条(「及びさく河性ます」を「、さくらます及びさつきます」に改める部分に限る。)、第28条及び第32条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号

様式第1号  
その1

代 表 者 選 定 届		年 月 日
鳥取県知事様		
	住 所	
	氏 名	〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名 (印)
	住 所	
	氏 名	〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名 (印)
	住 所	
	氏 名	〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名 (印)
下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから届け出ます。		
記		
代表者	住 所	
	氏 名	(法人にあつては、名称)

その2

代 表 者 変 更 届		年 月 日
鳥取県知事様		
	住 所	
	氏 名	〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名 (印)
	住 所	
	氏 名	〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名 (印)
	住 所	
	氏 名	〔法人にあつては、名称及び〕 代表者の氏名 (印)
下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。		
記		
旧代表者	住 所	
	氏 名	(法人にあつては、名称)
新代表者	住 所	
	氏 名	(法人にあつては、名称)

様式第2号

様式第2号

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日鳥取県告示第 号によつて公示された〇〇第 号に係る漁業権について 別添のように〇〇第 号〇〇〇漁業権(入漁権)行使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第3号

様式第3号

〇〇漁業権免許申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び  
代表者の氏名) 印

年 月 日鳥取県告示第 号によって公示された共(区、定)第

号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第4号

様式第4号

遊漁規則(変更)認可申請書	
年 月 日	
鳥取県知事様	
住 所	
〇〇漁業協同組合	
理 事 氏	名(印)
年 月 日	鳥取県告示第〇号によって公示された内共第〇号に係る第5種 共同漁業権について、別紙のように〇〇漁業協同組合内共第〇号第5種共同漁業権遊漁 規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第5号

## 様式第5号

〇〇(網)による採捕許可申請書	
	年 月 日
鳥取県知事様	
	住 所
	氏 名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名) 印
下記により水産動植物採捕の許可を受けたいので申請します。	
記	
1	採捕の種類
2	採捕区域
3	採捕する水産動物の種類
4	採捕期間
5	漁具の規模及び構造
6	採捕に従事する者の住所及び氏名
7	使用する船舶
(1)	船 名
(2)	漁船登録番号
(3)	船舶総トン数
(4)	推進機関の種類及び馬力数

## 様式第6号

様式第6号

..... 20センチメートル .....

	許可番号 第 号
○○(網)による採捕許可証	
住 所	
氏 名 [法人にあつては、名称及び 代表者の氏名]	
25センチメートル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 採捕の種類</li> <li>2 採捕区域</li> <li>3 採捕期間</li> <li>4 採捕に従事する者の住所及び氏名</li> <li>5 船 舶           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 船 名</li> <li>(2) 漁船登録番号</li> <li>(3) 総トン数</li> <li>(4) 推進機関の種類及び馬力数</li> </ol> </li> <li>6 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</li> <li>7 制限又は条件</li> </ol>
年 月 日	
鳥 取 県 知 事 印	

様式第7号

様式第7号

〇〇(網)による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇(網)による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現 在 の 許 可 の 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

様式第8号

様式第8号

〇〇(網)による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇網による採捕許可証の書換交付を受けたいので申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書換えようとする内容

- 5 書換えを必要とする理由

様式第9号

様式第9号

〇〇(網)による採捕許可証再交付申請書

年 月 日

鳥取県知事様

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び) ①  
          (代表者の氏名)

下記により〇〇(網)による採捕許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 再交付を必要とする理由

様式第10号

## 様式第10号

<b>特別採捕許可申請書</b>	
年 月 日	
鳥取県知事様	
住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び 代表者の氏名) (印)	
下記により特別採捕の許可を受けたいので申請します。	
記	
1	目 的
2	適用除外の許可を必要とする事項 鳥取県内水面漁業調整規則第 条第 項
3	使用船舶
(1)	船 名
(2)	漁船登録番号
(3)	総トン数
(4)	推進機関の種類及び馬力数
(5)	所有者氏名
4	採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
5	採捕の期間
6	採捕の区域
7	使用漁具及び漁法
8	採捕に従事する者の住所及び氏名

## 様式第11号

様式第11号

←----- 20センチメートル ----->

許可番号第 号	
特別採捕許可証	
住所	
氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
1 適用除外の事項	鳥取県内水面漁業調整規則第 条第 項
2 採捕する水産動植物の種類及び数量	
3 採捕の区域	
4 採捕の期間	
5 使用漁具及び漁法	
6 採捕に従事する者の住所及び氏名	
7 使用船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
8 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
9 制限又は条件	
年 月 日	
鳥取県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

↑----- 25センチメートル -----↓